

審議会等の会議録

審議会等名	令和6年度第2回海老名市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和7年2月21日（金）書面開催
出席者	海老名市国民健康保険運営協議会 委員10名 高橋委員、鈴木委員、小林委員、市川委員、田中委員、前田委員、牛村委員、大矢委員、澤地委員、太田委員、
傍聴人数	なし
公開の可否	☒ 公開 ☐ 一部非公開 ☐ 非公開
一部非公開・非公開の理由	
議題	(1) 令和7年度国民健康保険制度の改正点について
資料	(1) 資料1

第2回海老名市国民健康保険運営協議会は、税率等の改正等の協議事項がないため、書面開催として行い、令和7年度国民健康保険制度の改正点についてを各委員に情報提供しました。

【資料1】

令和 7 年度国民健康保険制度の改正点について

令和 7 年2月21日

保健福祉部 国保医療課

国民健康保険事業の改正内容について

令和7年度における変更点は主に2点あります。

1 国民健康保険税について

(1) 税率等の見直し

(2) 賦課限度額の見直し

(3) 低所得者に係る軽減判定所得の見直し

2 高額療養費の自己負担額について

1 - (1) 国民健康保険税率等の見直しについて

平成30年度の国保制度改革により、都道府県が将来的な保険税負担の平準化を進めるため、都道府県が示す標準保険料率を参考に市町村は税額を決定するとともに、**決算補填等目的の繰入金**について、**解消・削減すべき費用**であるとする運営方針が示されています。

このため、本市においては、**令和7年度の決算補填等目的の繰入金の解消**に向けて、保険税率等を都道府県が算定する標準保険料率に近づけていくよう、**運営協議会での答申を踏まえ、激変緩和措置を講じつつ、税率等の見直し**を行います。

本市の国民健康保険税率等の推移

(単位：％、円)

	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R5	5.50	23,700	18,600	2.20	9,500	7,600	2.10	10,800	6,000
R6	5.78 (+0.28)	25,800 (+2,100)	20,000 (+1,400)	2.40 (+0.20)	10,700 (+1,200)	8,500 (+900)	2.26 (+0.16)	11,800 (+1,000)	6,500 (+500)
R7	6.06 (+0.28)	28,000 (+2,200)	21,500 (+1,500)	2.60 (+0.20)	12,000 (+1,300)	9,400 (+900)	2.42 (+0.16)	12,800 (+1,000)	7,100 (+600)

1-（2）国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

国民健康保険税は、**医療分**、**後期分**、**介護分**の3つの区分によって**算定した税額の合算**になっています。

この区分ごとに**賦課限度額**が定められており、算定した税額が賦課限度額を超える場合は、この賦課限度額を税額とすることとなっています。

今回、国の政令改正に基づき、**医療分**の賦課限度額を**65万円から66万円**、**後期分**を**24万円から26万円**に引き上げられます。

国民健康保険税の課税限度額

	医療分	後期分	介護分	合計
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
令和7年度	66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	17万円 (増減なし)	109万円 (+3万円)

1-（2）国民健康保険税の課税限度額の見直しについて（計算例）

課税限度額改正による影響

医療分

の場合

所得割

6.06%

均等割

28,000円

平等割

21,500円

課税限度額： 65万円 → 66万円

対象世帯数： 231世帯 → 227世帯

（全体：15,905世帯）

家族構成		課税限度額66万円に相当する総所得金額
1人		10,504,257円 以上
2人		10,042,211円 以上
3人		9,580,165円 以上

1-（3）低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

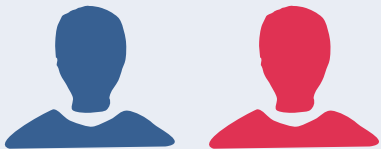
国民健康保険税では、**軽減判定基準**（世帯主と被保険者の合計所得）が**一定の基準以下の場合**、保険税の**均等割額と平等割額が軽減**される制度があります。

今回、国の政令改正に基づき、「5割軽減」と「2割軽減」となる世帯の**軽減判定基準額が引き上げ**られます。

軽減割合	変更後 (令和7年度)	変更前 (令和6年度)
7割軽減	430,000円（増減なし）	430,000円
5割軽減	430,000円＋（ 305,000円 ×世帯の被保険者数）を超えない世帯＋（年金・給与所得者の人数-1）×100,000円	430,000円＋（ 295,000円 ×世帯の被保険者数）を超えない世帯＋（年金・給与所得者の人数-1）×100,000円
2割軽減	430,000円＋（ 560,000円 ×世帯の被保険者数）を超えない世帯＋（年金・給与所得者の人数-1）×100,000円	430,000円＋（ 545,000円 ×世帯の被保険者数）を超えない世帯＋（年金・給与所得者の人数-1）×100,000円 ⁶

1-（3）低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

軽減所得額の改正による影響

家族構成		5割軽減	2割軽減
1人		71.5万円 → 72万円	95万円 → 96.5万円
2人		100万円 → 101万円	147万円 → 150万円
3人		128.5万円 → 130万円	199万円 → 203.5万円

※ 給与所得者 1人の場合で計算

2 高額療養費の限度額区分の見直しについて

高額療養費とは、同一月に高額な医療費の自己負担が必要となった際に、**限度額を超えた分について払い戻しを受けられる制度**です。

近年、高齢化の進展及び高額薬剤の普及等により、**医療費は年々増加**している中、セーフティネットとしての**高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減**を図るため、限度額区分の見直しを行います。

自己負担限度額（70歳未満）

区分	所得要件	変更後（R7.8.1～）	変更前
ア	所得金額 901万円超	290,400円＋ （医療費-842,000円）×1％ （多数回該当 161,100円）	252,600円＋ （医療費-842,000円）×1％ （多数回該当 140,100円）
イ	所得金額 600万円超901万円以下	188,400円＋ （医療費-558,000円）×1％ （多数回該当 104,700円）	167,400円＋ （医療費-558,000円）×1％ （多数回該当 93,000円）
ウ	所得金額 210万円超600万円以下	88,200円＋ （医療費-267,000円）×1％ （多数回該当 48,900円）	80,100円＋ （医療費-267,000円）×1％ （多数回該当 44,400円）
エ	所得金額 210万円以下	60,600円 （多数回該当 46,500円）	57,600円 （多数回該当 44,400円）
オ	世帯主及び国保加入者全員が 住民税非課税	36,300円 （多数回該当 25,200円）	35,400円 （多数回該当 24,600円）